

## 新潟県介護基盤整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1** 知事は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充するため、別表1に定める補助事業者が行う介護施設等の整備に関する事業に要する経費に対し、県が設置する新潟県地域医療介護総合確保基金を原資として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

**第2** この補助金は、別表1の補助事業者欄に掲げる者が行う、同表の補助対象事業欄に掲げる事業を交付の対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
- (3) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

2 災害レッドゾーンや災害イエローゾーンにおける施設等の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

#### (1) 災害レッドゾーン

災害レッドゾーンとは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内

の土地とする。

(2) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

- a 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- b 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- c 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(3) 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、この補助金による補助の対象としない。

(4) 災害イエローゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、この補助金による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

ア 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次のaからdの全てに該当すること

イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次のc及びdに該当すること

- a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
- b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

- c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
  - d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。
- (5) 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、別表1のうち1地域密着型施設整備等助成事業(1)地域密着型施設整備事業の対象としない。
  - (6) 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、別表1のうち1地域密着型施設整備等助成事業(4)災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業の対象としない。
  - (7) 令和7年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した代替施設については、別表1のうち1地域密着型施設整備等助成事業(5)公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業の対象としない。
  - (8) 介護施設等の整備に関する事業の選定に当たっては、10年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。

#### (交付基準)

**第3** この補助金は、別表2の基準により交付するものとする。

#### (補助の対象外)

**第4** この補助金は、次に掲げる事業については補助対象としないものとする。

- (1) 既の実施している事業
- (2) 他の補助制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設にかかる事業
- (5) その他施設整備等に関する事業として適当と認められない事業

#### (交付の条件)

**第5** この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上（補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が地方公共団体の場合は50万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次のア又はイに掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙1の様式に準じて速やかに知事に報告しなければならない。

ア この補助金の交付の申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合

イ 事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (8) 補助事業者が市町村である場合、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙2の様式に準じた調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠

書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業者が民間事業者である場合、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 民間事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 民間事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (13) 補助事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとして一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

なお、土地所有者より返還があった場合には、知事へ報告しなければならない。

また、知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (14) (1)から(13)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。
- (15) 民間事業者が実施する事業に市町村が補助する事業の場合、市町村は民間事業者に対して次の条件を付さなければならない。
  - ア 補助事業の内容を変更（細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、別表1の1～4及び6に掲げる事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
  - イ 上記(2)から(7)及び(9)から(14)の条件に準じた事項。なお、「知事」は「市町村長」と、「県」は「市町村」と読み替えるものとする。
- (16) (15)により付した条件に基づき、市町村長が承認等する場合は次のとおりとする。
  - ア 市町村長が承認又は指示する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
  - イ 民間事業者から財産処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ウ 交付決定の全部又は一部を取り消したことにより、民間事業者からこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### (交付申請書)

**第6** 規則第3条第1項の規定による申請書は、別紙3～8の様式のとおりとし、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

#### (変更申請手続)

**第7** この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6に定める申請手続に準じ、別に指示する期日までに行わなければならない。

#### (概算払)

**第8** 知事は、必要があると認める場合においては、補助事業者の補助対象の出来高事業費と交付決定額を比較して、少ない方の額の範囲内で概算払をすることができるものとする。なお、民間事業者が整備する事業に対して市町村が補助する事業の場合は、市町村が民間事業者に補助する金額と交付決定額を比較して、少ない方の額の範囲内で概算払をすることができるものとする。

#### (実績報告書)

**第9** 規則第12条前段の規定による実績報告は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日までに別紙9～14の様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

**2** 規則第12条後段の規定による実績報告は、この補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日までに別紙15、16の様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

#### (補助金の返還)

**第10** 知事は、補助すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

#### (財産の処分の制限)

**第11** 規則第19条第4号に規定する知事が定める財産は、この事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上（補助事業者が地方公共団体の場

合は 50 万円以上) の機械及び器具とする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、大蔵省令に定められている処分制限期間に相当する期間とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 28 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 10 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 30 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、介護施設等における簡易陰圧装置設置に係る経費支援事業については、令和 2 年 7 月 3 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 (交付の対象) 2 (1) 及び 2 (3) については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 19 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月25日から施行し、令和7年4年1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。